

第1編 租税特別措置法等に関する改正

I 減価償却に関する改正

1 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

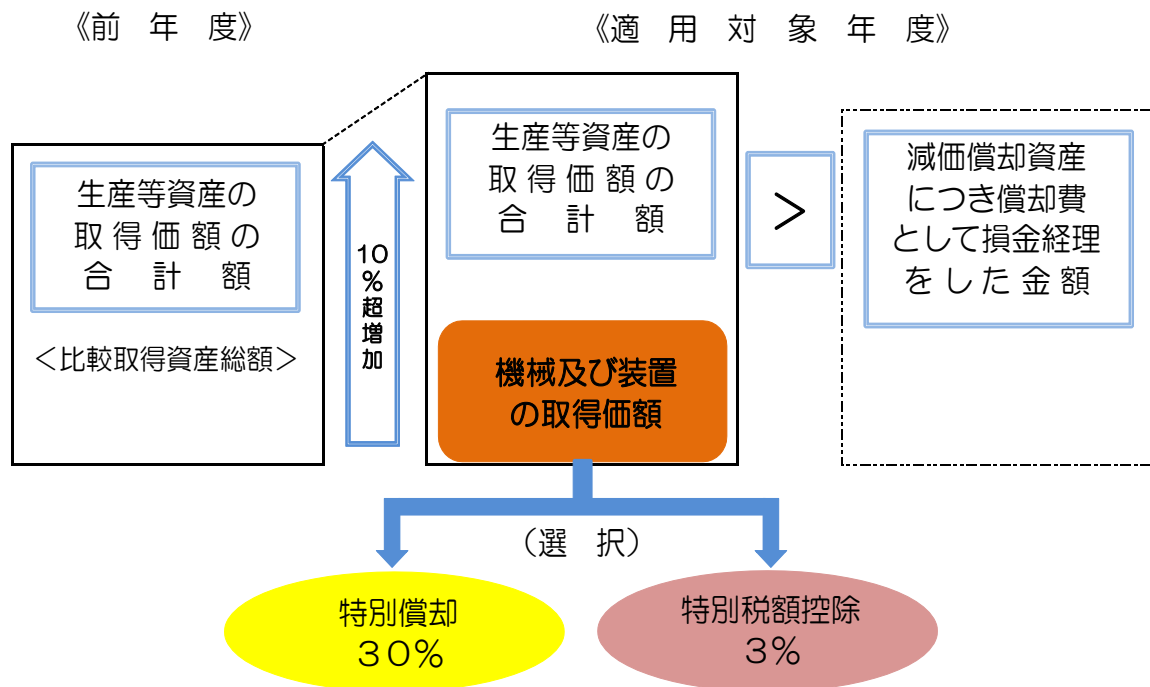
青色申告書を提出する法人が適用対象年度において取得等(注)をした生産等資産でその適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次のイの金額及びロの金額のいずれの金額も超える場合において、当該法人がその生産等資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置をその適用対象年度において国内の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供したときは、その機械及び装置の取得価額の30%相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の2①）。

イ 法人がその有する減価償却資産につき適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額

ロ 比較取得資産総額の110%に相当する金額

(注) 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資若しくは現物分配による取得又は代物弁済としての取得を除きます（措法42の12の2①、措令27の12の2①）。以下1において同じです。

《イメージ図》



(1) 適用対象年度

本制度の適用対象年度は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度です。ただし、設立の日を含む事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 2 ①③一）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、生産等資産のうち機械及び装置で、その製作の後事業の用に供されたことのないものです（措法 42 の 12 の 2 ①）。

なお、生産等資産とは、一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産で、国内の事業の用に供される機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品をいいます（措法 42 の 12 の 2 ①、措令 27 の 12 の 2 ②、法令 13 一～七）。

(3) 適用要件

本制度の適用を受けるためには、適用対象年度において取得等をした生産等資産でその適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次のイの金額及びロの金額のいずれの金額も超えていることが必要です（措法 42 の 12 の 2 ①）。

イ 法人がその有する減価償却資産につき適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額

償却費として損金経理をした金額は、法人の有する全ての減価償却資産について償却費として損金経理をした金額です。この金額には、次の①の金額を含み、②及び③の金額を含みません（措法 42 の 12 の 2 ①③二）。

- ① 損金経理の方法又は適用対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額
- ② 生産等資産のうち本制度の対象となる機械及び装置の普通償却限度額を超えてその機械及び装置につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定（措法 42 の 5 ①等）の適用により損金の額に算入される金額を除きます。）
- ③ 法第 31 条第 4 項（損金経理額に含まれる金額）の規定により損金経理額に含まれるものとされる金額

ロ 比較取得資産総額の 110%に相当する金額

比較取得資産総額とは、適用対象年度開始の日の前日を含む事業年度（以下「前事業年度」といいます。）においてその法人が取得等をした生産等資産でその前事業年度の終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます（措令 27 の 12 の 2 ③）。

なお、前事業年度の月数と適用対象年度の月数とが異なる場合には、その合計額に適用対象年度の月数を乗じてこれを前事業年度の月数で除して計算した金額になります。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 2 ①）。

(算式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{機械及び装置の取得価額} \times 30\%$$

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に本制度の対象となる機械及び装置の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 12 の 2 ⑤）。
- ロ 所有権移転外リース取引（法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。以下同じです。）により取得した機械及び装置については、本制度の適用はありません（措法 42 の 12 の 2 ④）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 3）。

〔適用時期〕

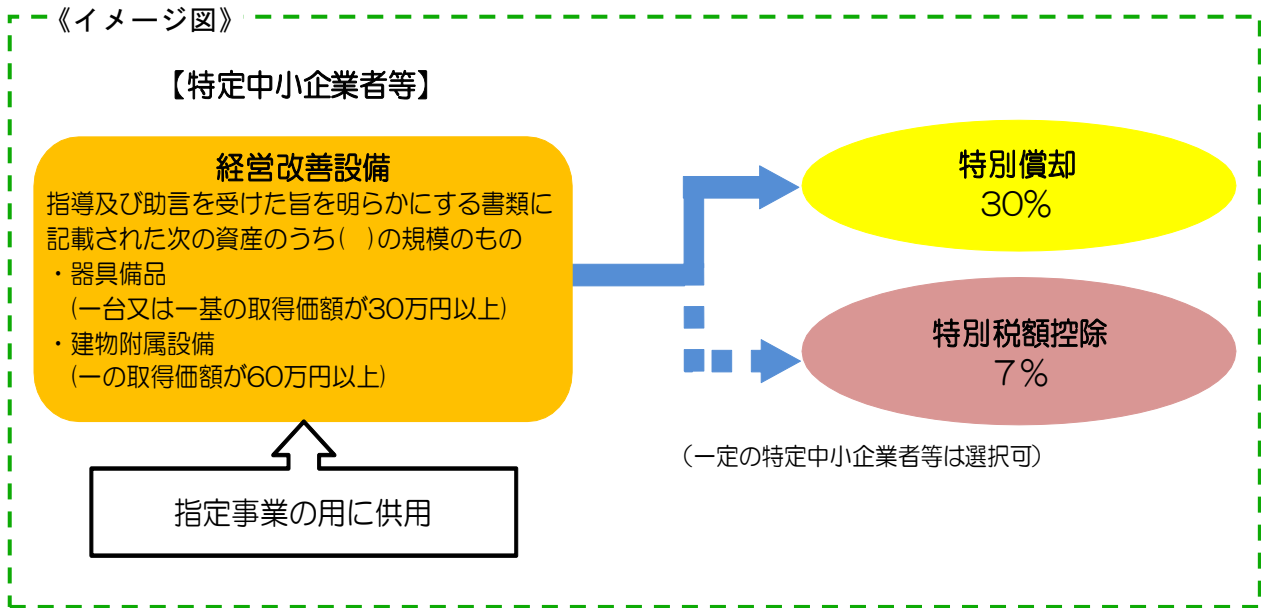
平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 61）。

2 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

特定中小企業者等が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内の一定の事業の用（貸付けの用を除きます。以下「指定事業の用」といいます。）に供した場合には、供用年度においてその経営改善設備の取得価額の 30% 相当額の特別償却（特定中小企業者等のうち一定のもの（13 ページ II 2(1)参照）については法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12 の 3 ①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人である特定中小企業者等とは、中小企業者(注1)又はこれに準ずる一定の法人(注2)のうち、中小企業新事業活動促進法第17条第2項の認定経営革新等支援機関(これに準ずる一定のもの(注3)を含みます。以下「認定経営革新等支援機関」といいます。)による経営の改善に関する指導及び助言(以下「指導及び助言」といいます。)を受けた旨を明らかにする書類(注4)の交付を受けた青色申告書を提出する法人をいいます(措法42の12の3①、措令27の12の3①②、措規20の8①)。

(注) 1 中小企業者とは、次の法人をいいます(措法42の4⑥⑩五、措令27の4⑩)。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

i その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人

ii iのほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(※)の所有に属している法人

(※) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

2 中小企業者に準ずる一定の法人とは、中小企業等協同組合(中小企業団体中央会に該当するものを除きます。)、出資組合である商工組合、商店街振興組合、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合(13 ページⅡ 2(1)において「中小企業等協同組合等」といいます。)をいいます(措令27の12の3②)。

3 中小企業新事業活動促進法第17条第2項の認定経営革新等支援機関に準ずる一定のものとは、同項の認定経営革新等支援機関が行う指導及び助言に準ずる指導及び助言を行うことができる法人として厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいい、具体的には次のものが該当します(措令27の12の3①、平25厚生労働省・農林水産省・経済産業省告示第1号)。

告 示 で 指 定 さ れ た 法 人	
①	生活衛生同業組合
②	生活衛生同業小組合
③	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3第1項の規定により指定された都道府県生活衛生営業指導センター
④	農業協同組合(その組合員(農業協同組合法第12条第1項第3号に掲げる者を除きます。)に対し指導及び助言を行う場合におけるその農業協同組合に限ります。)
⑤	農業協同組合連合会(農業協同組合法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農業協同組合連合会を除きます。)
⑥	農業協同組合中央会
⑦	漁業協同組合(その組合員(水産業協同組合法第18条第5項第4号に掲げる者を除きます。)に対し指導及び助言を行う場合におけるその漁業協同組合に限ります。)
⑧	漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第87条第1項第3号又は第4号の事業を行う漁業協同組合連合会を除きます。)
⑨	都道府県農業会議
⑩	森林組合(その組合員(森林組合を除きます。))に対し指導及び助言を行う場合におけるその森林組合に限ります。)
⑪	森林組合連合会
⑫	都道府県中小企業団体中央会
⑬	商工会議所
⑭	商工会
⑮	商店街振興組合連合会

4 認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類とは、認定経営革新等支援機関が交付する次の事項が記載された書類をいいます(措規20の8①)。

記 載 事 項	
①	認定経営革新等支援機関の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地
②	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けた法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
③	指導及び助言を行った年月日(指導及び助言を2日以上継続して行った場合には、その指導及び助言を実施した期間)並びにその指導及び助言の内容
④	指導及び助言に基づき、その指導及び助言を受けた法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備の明細
⑤	その他参考となるべき事項

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である経営改善設備とは、上記(1)の指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備で、それぞれ次に掲げる規模のものをいいます（措法 42 の 12 の 3 ①、措令 27 の 12 の 3 ③）。

- イ 器具及び備品……一台又は一基の取得価額が 30 万円以上
- ロ 建物附属設備……一の取得価額が 60 万円以上

(3) 適用対象事業

本制度の適用対象事業である指定事業とは、卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業（特定情報通信業（7 ページ I 3 (3)ロ(注)参照）を除きます。）、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、料理店業その他の飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、その他一定のサービス業をいいます（措法 42 の 12 の 3 ①、措令 27 の 12 の 3 ④、措規 20 の 8 ②）。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当する事業(注)又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業は、指定事業から除きます（措規 20 の 8 ③）。

（注）以下の事業は、この風俗営業に該当する事業から除きます（措規 20 の 8 ③）。

- イ 旅館業及びホテル業
- ロ 生活衛生同業組合の組合員が行う料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業

(4) 供用年度

本制度の適用がある供用年度は、経営改善設備を指定事業の用に供した日を含む事業年度です。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 3 ①）。

(5) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 3 ①）。

$$\text{特別償却限度額} = \text{経営改善設備の取得価額} \times 30\%$$

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書並びに上記(1)の指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付する必要があります（措法 42 の 12 の 3 ⑦、措令 27 の 12 の 3 ⑦、措規 20 の 8 ④）。
- ロ 所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、本制度の適用はありません（措法 42 の 12 の 3 ⑥）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 4）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする経営改善設備について適用されま
す（改正法附則 66、79）。

3 特定信頼性向上設備の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法の実施計画について認定を受けたものが、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、その実施計画に記載された特定信頼性向上設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合において、一定の要件を満たすときは、その用に供した日を含む事業年度においてその特定信頼性向上設備の取得価額の 15%相当額の特別償却ができることとされました（措法 44 の 5 ①）。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法第 4 条第 1 項に規定する実施計画について同項の認定を受けたものです（措法 44 の 5 ①）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定信頼性向上設備とは、上記(1)の認定を受けた実施計画に係る信頼性向上施設整備事業により整備される一定の信頼性向上施設を構成する減価償却資産のうち、電磁的記録の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供の事業の用に供されるものとして総務大臣が財務大臣と協議して指定するものをいい、具体的には次のイからニまでの資産が該当します（措法 44 の 5 ①、措令 28 の 8 ①③、平 25 総務省告示第 204 号）。

- イ サーバー用の電子計算機（これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は附属の電源装置を含みます。）
- ロ サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいいます。ロにおいて同じです。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアをいいます。）
- ハ 非常用電源装置（非常用発電機又は無停電電源装置から構成され、通常受けている電力の供給が停止した場合において当該非常用発電機又は当該無停電電源装置が設置された施設に電力を供給する装置をいい、イに掲げるサーバー用の電子計算機に電力を供給するものに限ります。）
- ニ ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいいます。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいいます。）

また、所有権移転外リース取引により取得した特定信頼性向上設備については、本制度の適用はありません（措法 44 の 5 ①）。

(3) 適用要件

本制度は、その事業の用に供した特定信頼性向上設備につき次のイ及びロの要件のいずれにも該当する旨を総務大臣が証する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合に適用を受けることができます（措法 44 の 5 ①、措令 28 の 8 ②）。

- イ 専ら、電磁的記録に記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限ります。）を作成し、及び保管し、並びに災害等の事情によりその情報の利用に支障が生じた場合においてその複製を電磁的方法により提供するためのものであること

ロ 法人が次のいずれの区分に該当するかに応じそれぞれ次の要件を満たすこと

区 分	要 件
① 多極分散型国土形成促進法第22条第1項に規定する東京圏（以下「東京圏」といいます。）内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設を利用して特定情報通信業 ^(注) を行う法人	i その特定信頼性向上設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をしたその法人の特定情報通信業 ^(注) の用に供する一の生産等設備を構成するものであること ii 次のいずれも満たすこと (i) $\frac{\text{特定信頼性向上設備の取得価額の合計額}}{\text{その一の生産等設備を構成する減価償却資産(※)の取得価額の合計額}} \geq 20\%$ <small>(※) 建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品に限ります。</small> (ii) 特定信頼性向上設備の取得価額の合計額 ≥ 5 億円
② ①の法人以外の特定情報通信業 ^(注) を行う法人	その特定信頼性向上設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をしたその法人の特定情報通信業 ^(注) の用に供する一の生産等設備を構成するものであること

(注) 特定情報通信業とは、情報通信業のうち、自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業をいいます（措規 20 の 15②）。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 44 の 5①）。

(算 式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定信頼性向上設備の取得価額} \times 15\%$$

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書及び上記③の書類を添付する必要があります（措法 44 の 5①②、措令 28 の 8②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 26）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定信頼性向上設備について適用されます（改正法附則 67②、80②）。

4 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等								
<p>(1) 耐用年数の見直し (耐用年数省令別表第二、改正耐用年数省令附則②)</p>	<p>○ 耐用年数省令別表第二の番号1から54までの区分によることのできないブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備について、その耐用年数が8年(改正前17年)に短縮されました。</p>	<p>平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>								
<p>(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却(措法42の5①⑥、68の10①⑥、措令27の5③④、39の40①、改正法附則64①③、76①③、平23財務省告示第219号、平25財務省告示第99号)</p> <p>(措法42の5⑨、68の10⑨、改正法附則64④、76④)</p> <p>(措法42の5①、措令27の5②⑥、39の40①～③、措規20の2②、22の24②、改正法附則64②、76②、改正措令附則17、23、平23財務省告示第219号、平25財務省告示第99号)</p>	<p>○ 即時償却の措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 対象設備に熱電併給型動力発生設備(いわゆるコージェネレーション設備)が追加されました。</p> <p>ロ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 30%の特別償却の措置について、適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 適用対象設備について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 国又は地方公共団体からの補助金等をもって取得等をしたものが除外されました。</p> <p>ロ その他、以下の見直しが行われました。</p> <table border="1" data-bbox="512 1021 1150 1442"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>見 直 し の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新エネルギー利用設備等</td> <td>中小水力発電設備、下水熱利用設備が追加されました。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素排出抑制設備等</td> <td>高効率電気式高周波金属溶解炉が除外されるとともに、定置用蓄電設備が追加される等の見直しが行われました。</td> </tr> <tr> <td>エネルギー使用合理化設備</td> <td>本制度の適用対象設備から除外されましたが、高断熱窓設備、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機及び一定の照明設備は上記の二酸化炭素排出抑制設備等として引き続き存置されました。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	見 直 し の 内 容	新エネルギー利用設備等	中小水力発電設備、下水熱利用設備が追加されました。	二酸化炭素排出抑制設備等	高効率電気式高周波金属溶解炉が除外されるとともに、定置用蓄電設備が追加される等の見直しが行われました。	エネルギー使用合理化設備	本制度の適用対象設備から除外されましたが、高断熱窓設備、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機及び一定の照明設備は上記の二酸化炭素排出抑制設備等として引き続き存置されました。	<p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
区 分	見 直 し の 内 容									
新エネルギー利用設備等	中小水力発電設備、下水熱利用設備が追加されました。									
二酸化炭素排出抑制設備等	高効率電気式高周波金属溶解炉が除外されるとともに、定置用蓄電設備が追加される等の見直しが行われました。									
エネルギー使用合理化設備	本制度の適用対象設備から除外されましたが、高断熱窓設備、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機及び一定の照明設備は上記の二酸化炭素排出抑制設備等として引き続き存置されました。									
<p>(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却(措法42の11①一、68の15①、措令27の11①②、39の45①、措規20の6②、改正法附則65、77)</p>	<p>○ 対象資産について、専ら開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいいます。)の用に供される器具及び備品で一台又は一基の取得価額が1,000万円以上のものが追加されました。</p>	<p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p>								
<p>(4) 特定設備等の特別償却(措法43①表二、68の16①表二、改正法附則67①、80①)</p> <p>(平25国土交通省告示第340号)</p>	<p>○ 船舶の特別償却制度について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 外航船舶</p> <p>(イ) 対象設備から対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶及びその子会社が取得等をする日本船舶以外の外航船舶が除外されました。</p> <p>(ロ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により二酸化炭素の排出量の削減が義務化される船舶の環境へ</p>	<p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平25.4.1から適用されます。</p>								

改正事項	改正の内容	適用時期等
(平25国土交通省告示第340号) (昭48大蔵省告示第69号、平25財務省告示第100号)	の負荷の低減に係る要件がエネルギー効率設計指標による要件とされました。 ロ 内航船舶に係る設備要件について、サイドスラスターの設置が必須要件とされました。 ハ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	同上 —
(5) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 (措法43の2①、68の17①)	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—
(6) 共同利用施設の特別償却 (措法44の3①、68の24①)	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—
(7) 特定農産加工品生産設備等の特別償却 (措法44の4②、68の25②)	○ 新用途米穀加工品等製造設備に係る措置について、適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—
(8) 特定高度通信設備の特別償却 (旧措法44の5、68の26、旧措令28の8、39の53、旧措規20の15の2、22の37の2、改正法附則67③、80③、平25総務省告示第156号)	○ 本制度は廃止されました。	平25.4.1前に取得等をした特定高度通信設備については、従来どおり適用されません。
(9) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措法45①一、②③、68の27②③、措令28の9⑩～⑫、39の56②～⑧、措規20の16、22の37、改正法附則67④⑤、80④⑤、平25総務省・農林水産省・国土交通省告示第1号、平25総務省・農林水産省・国土交通省告示第2号)	○ 半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る特別償却の措置については、対象地区内において、適用期間内に対象設備の取得等(資本金の額等が5,000万円超の法人については、新增設に係る対象設備の取得等に限り)をして対象事業の用に供した場合(注)には、その用に供した日以後5年内において、対象資産につき割増償却ができる措置に改組されました。この改組後の割増償却に係る措置の内容は次表のとおりです。 なお、割増償却の対象となった地区については、過疎地域及び振興山村に係る特別償却の対象地区から除かれています。 (注) 産業投資促進計画(対象地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画をいい、産業の振興に資する計画の基準として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める基準を満たすものをいいます。次表において同じです。)に記載された事項に適合することにつきその計画を策定した市町村の長の確認がある場合に限り	平25.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容		適用時期等
	改正後		
区 分	半島振興対策実施地域に係る措置	離島振興対策実施地域に係る措置	奄美群島に係る措置
対象地区	半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	奄美群島の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区
対象事業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、産業投資促進計画に記載された事業	同左	同左
対象設備	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が5,000万円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円	同左
対象資産	対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物	同左	同左
割増償却率	32% (建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)	同左	同左
適用期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(※) (※) 期間内に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(※) (※) 期間内に離島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(※) (※) 期間内に奄美群島に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間
(措令28の9①一)	○ 過疎地域に係る措置及び振興山村に係る措置について、適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。		—
(10) 医療用機器等の特別償却(平21厚生労働省告示第248号、平25厚生労働省告示第95号)	○ 対象機器について、次のとおり見直しが行われました。		平25.4.1から適用されます。
	対象機器	見直しの内容	
	高度・先進医療の提供に資する医療用機器	(除外)52機器 ・核医学診断用据置型ガンマカメラ ・高頻度人工呼吸器 ・眼科用レーザー光凝固装置プローブ ・血液濾過用装置 など (追加)17機器 ・線形加速器システム ・補助人工心臓駆動装置 ・多用途血液処理用装置 など	

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(措法45の2①、68の29①)</p>	<table border="1" data-bbox="491 203 1150 365"> <tr> <td data-bbox="491 203 703 365">医療の安全の確保に資する医療用機器</td> <td data-bbox="703 203 1150 365">(除外) ・生体情報モニタ ・自動錠剤分包機 ・調剤誤認防止装置 ・分娩監視装置</td> </tr> </table> <p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p>	医療の安全の確保に資する医療用機器	(除外) ・生体情報モニタ ・自動錠剤分包機 ・調剤誤認防止装置 ・分娩監視装置	—							
医療の安全の確保に資する医療用機器	(除外) ・生体情報モニタ ・自動錠剤分包機 ・調剤誤認防止装置 ・分娩監視装置										
<p>(11) 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却(措法46の2①、68の32①)</p>	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—									
<p>(12) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却(措法47①二、68の34①二、改正法附則67⑥、80⑥)</p> <p>(措法47①、68の34①)</p>	<p>○ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をする対象資産の割増償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="483 667 1155 790"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 667 863 707">区 分</th> <th data-bbox="863 667 1007 707">改正前</th> <th data-bbox="1007 667 1155 707">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 707 863 748">耐用年数が35年未満のもの</td> <td data-bbox="863 707 1007 748">28%</td> <td data-bbox="1007 707 1155 748">14%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 748 863 790">耐用年数が35年以上のもの</td> <td data-bbox="863 748 1007 790">40%</td> <td data-bbox="1007 748 1155 790">20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	耐用年数が35年未満のもの	28%	14%	耐用年数が35年以上のもの	40%	20%	<p>平25.4.1以後に取得又は新築をするものについて適用され、同日前に取得又は新築をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
区 分	改正前	改正後									
耐用年数が35年未満のもの	28%	14%									
耐用年数が35年以上のもの	40%	20%									
<p>(13) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2③一、68の35③一、措令29の5①、39の64①、改正法附則67⑦⑧、80⑦⑧)</p> <p>(措法47の2①③二、68の35①③二、改正法附則67⑦⑧、80⑦⑧)</p> <p>(旧措法47の2③三、旧措令29の5④⑤、旧措規20の21④三、改正法附則67⑧、80⑧、改正措令附則18、24、改正措規附則5、7)</p> <p>(措法47の2①、68の35①)</p>	<p>○ 都市再開発法の施設建築物のうち地上階数4以上の中高層の耐火建築物であるものに係る措置について、対象となる建築物が施行区域の面積が5,000㎡以上である一定の市街地再開発事業によって建築されるものに限定されました。</p> <p>○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において整備されるものの割増償却率が、40%(改正前50%)に引き下げられました。</p> <p>○ 高齢者等移動等円滑化法の特別特定建築物に係る措置が廃止されました。</p> <p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平25.4.1以後に取得又は新築をするものについて適用され、同日前に取得又は新築をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>平25.4.1前に取得又は新築をした特別特定建築物については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(14) 倉庫用建物等の割増償却(平21国土交通省告示第375号、平25国土交通省告示第329号)</p> <p>(措法48①、68の36①)</p>	<p>○ 倉庫用建物等の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <table border="1" data-bbox="491 1585 1150 1910"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1585 683 1626">区 分</th> <th data-bbox="683 1585 1150 1626">見 直 し の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1626 683 1783">倉庫用建物等の設備要件</td> <td data-bbox="683 1626 1150 1783">・ 垂直型連続運搬装置の対象にワイヤーロープにより駆動するものが追加されました。 ・ 搬出貨物表示装置を有するものが対象に追加されました。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1783 683 1910">倉庫用建物等の機能要件</td> <td data-bbox="683 1783 1150 1910">次の機能を有することが追加されました。 ・ 非常用データ保存機能 ・ 非常用通信機能 ・ 非常用電源機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	見 直 し の 内 容	倉庫用建物等の設備要件	・ 垂直型連続運搬装置の対象にワイヤーロープにより駆動するものが追加されました。 ・ 搬出貨物表示装置を有するものが対象に追加されました。	倉庫用建物等の機能要件	次の機能を有することが追加されました。 ・ 非常用データ保存機能 ・ 非常用通信機能 ・ 非常用電源機能	<p>平25.4.1から施行されます。</p> <p>—</p>			
区 分	見 直 し の 内 容										
倉庫用建物等の設備要件	・ 垂直型連続運搬装置の対象にワイヤーロープにより駆動するものが追加されました。 ・ 搬出貨物表示装置を有するものが対象に追加されました。										
倉庫用建物等の機能要件	次の機能を有することが追加されました。 ・ 非常用データ保存機能 ・ 非常用通信機能 ・ 非常用電源機能										